

## 期 中 の 評 価 個 表

事業名	民有林直轄治山事業	事業計画期間	昭和34年度～平成34年度（64年間）												
事業実施地区名 （都道府県名）	野呂川(のろがわ) （山梨県）	事業実施主体	関東森林管理局 山梨森林管理事務所												
事業の概要・目的	<p>当地区は、山梨県北西部の富士川支流早川の上流部及び支流小武川の上流部に位置している。中央構造線、糸魚川 - 静岡構造線に挟まれた極めて脆弱な地質が分布する地域であり、全域にわたって荒廃している。昭和34年の台風7号（伊勢湾台風）時には、多数の崩壊や土石流が発生し、地区内及び下流の保全対象に被害を与えた。</p> <p>広範囲にわたる多数の崩壊地の復旧と渓流に堆積した不安定土砂の固定、流出防止を図るには、大規模で継続的な治山対策が必要であることから、山梨県等からの強い要請により、昭和34年度から民有林直轄治山事業に着手した。</p> <p>その後、豪雨による新規崩壊地の発生等に対応して、事業内容を見直している。平成18年度には、小武川の上流部の湯沢地区について、上流部の土砂発生源である崩壊規模が大きいことや、高度な技術を要することから、山梨県の要請により事業内容を見直し、現在に至っている。</p> <p>・主な事業内容：溪間工397基 山腹工256ha ・総事業費：28,700,000千円（平成15年度の評価時点：17,597,000千円）</p>														
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>平成16年度に崩壊地の拡大や新規発生といった荒廃状況の変化や事業の進捗状況を踏まえて事業計画期間を見直し、事業計画期間の終期を平成16年度から平成34年度に延長している。また、平成18年度に施行区域を見直し、区域面積が9,052haから9,280haに増加したことに伴って、総事業費が17,597,000千円から28,700,000千円に変更している。</p> <p>なお、平成20年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">総費用(C)</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: right;">51,013,843千円</td> </tr> <tr> <td>総便益(B)</td> <td>水源かん養便益</td> <td style="text-align: right;">32,844,402千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山地保全便益</td> <td style="text-align: right;">172,765,222千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">205,609,624千円</td> </tr> </table> <p>分析結果(B/C) 4.03</p>			総費用(C)		51,013,843千円	総便益(B)	水源かん養便益	32,844,402千円		山地保全便益	172,765,222千円		計	205,609,624千円
総費用(C)		51,013,843千円													
総便益(B)	水源かん養便益	32,844,402千円													
	山地保全便益	172,765,222千円													
	計	205,609,624千円													
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>当地区は南アルプス国立公園内に位置しており、アクセス道路となる南アルプス林道の利用者は、年間40万人程度見込まれるとともに、下流には発電及び灌漑用ダムが設置されており、流域一帯の保全が強く求められている。</p> <p>・主な保全対象：県道8km、林道39km、旅館1棟、山小屋14棟</p>														
事業の進捗状況	<p>新規の崩壊地や拡大する崩壊地が多数あることから、施工区域を区分し、緊急度の高い区域を優先的、効率的に整備している。山腹崩壊地については、崩壊地の拡大を抑制するため、土留工等を整備し、草・木本類による緑化を図っている。</p> <p>渓流荒廃地については、不安定堆積土砂の流出を抑制するとともに、溪岸侵食の抑制を図るため、溪間工の整備を進めている。</p> <p>平成19年度末の進捗率は67%（事業費）である。</p>														
関連事業の整備状況	<p>当地区の下流では、砂防事業が実施されており、調整会議等により十分な連携を図りながら、効果的・効率的な事業実施に努めている。</p>														
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	<p>当地区は、早急な整備が必要であるとともに、施工にあたり高度な技術を要するため、本事業により継続実施する必要がある。事業継続に際して配慮すべき事項として、国立公園としての景観維持と、年々増加する南アルプス林道利用者に鑑み、同林道の保全に特に留意した復旧計画とするよう要望する。（山梨県）</p> <p>当地区は、昭和34年度から民有林直轄治山事業として工事着手し、その下流には、灌漑用ダムがあり、そのダム機能の保全が必要である。</p> <p>現場はかなり荒廃しており、今まで施工された箇所においては、かなりの効果があると思われますので、今後もこの事業を是非継続を望みます。</p> <p style="text-align: right;">（南アルプス市）</p> <p>小武川支流湯沢地区は山腹崩壊地が多数あり、河川に土砂が堆積し一部では、護岸の侵食も見受けられ、洪水被害の軽減を図るために、韮崎市及び、地域住民から早期完成について強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">（韮崎市）</p>														
事業コスト縮減等の可能性	<p>現地の土石等を利用した土留工等を採用するなどにより工事コストの縮減を図っており、今後も一層コスト縮減に努めることとする。</p> <p>併せて、間伐材を使用した丸太筋工等を採用し木材の利用促進も実施する。</p>														
代替案の実現可能性	該当なし。														

<p>第三者委員会の意見</p>	<p>下流域の保全の必要性、地域の要望等から事業を継続することが適切と考える。また、自然復旧可能な場所と施工の必要な場所の区域分けを行い、監視して行くことも必要である。</p>
<p>評価結果及び実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性： 山腹崩壊地及び溪床に堆積する不安定土砂の状況から、放置すれば崩壊地の拡大と土砂の流出による下流域への被害が懸念され、保安林機能の回復、発揮のため事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性： 対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法で検討されており、コスト縮減に努めていることから、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性： 事業の実施により山腹崩壊地の復旧、溪床の不安定土砂の安定化など下流域の保全が図られることから、事業の有効性が認められる。</li> </ul> <p>上記 ~ の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえ総合的かつ客観的に検討したところ、事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針： 事業を継続する。</li> </ul>